

## 船舶インシデント調査報告書

令和2年8月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和2年3月8日 07時00分ごろ
発生場所	千葉県富津市富津岬西方沖 第2海堡灯台から真方位079° 1.4海里付近 (概位 北緯35° 18.9′ 東経139° 46.2′)
インシデントの概要	プレジャーボートストリームIIは、航行中、主機が停止し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年3月25日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート ストリームII、3.8トン 235-45687千葉、個人所有 ディーゼル機関（船内外機）、4サイクル、出力110.00kW、回転数毎分3,500、4気筒、ボア92mm、使用燃料軽油
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1.0m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人1人を乗せ、釣りの目的で千葉県木更津市所在のマリーナ（以下「本件マリーナ」という。）を出航し、富津岬西方沖を航行中、主機の回転数が次第に下がるので、船長がクラッチを入れた状態で主機を停止した。</p> <p>船長は、機関室を点検したが異常を認めず、主機を始動しようとしたがセルモータが回らないので航行不能と判断し、携帯電話で本件マリーナに救助を要請し、本件マリーナから通報を受けて来援した巡視艇に救助された。</p> <p>本件マリーナ主機修理担当者は、本インシデント後に調査したところ、プロペラにビニール等の異物を巻き込んでいるのを認め、過負荷運転状態となり回転数が低下し、主機を停止後、クラッチが切れていない状態で何度もセルモータを回そうとしていたので、始動できず、バッテリーが上がったと判断した。</p> <p>船長は、平成20年に本船を購入して以来、月に2回程度出航していたが、今までプロペラが異物を巻き込む等の不具合が発生したことがなかったので、主機の回転数低下の原因を特定できなかった。</p>
分析	本船は、航行中、プロペラにビニール等の異物を巻き込んで主機の回転数が低下し、船長が、クラッチが入った状態で主機を停止した

	<p>後、クラッチを入れた状態でセルモータを回そうとしたことから、バッテリーが上がって主機が再始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、航行中、プロペラにビニール等の異物を巻き込んで主機の回転数が低下し、船長が、クラッチが入った状態で主機を停止した後、クラッチを入れた状態でセルモータを回そうとしたため、バッテリーが上がって主機が再始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船舶所有者は、主機の回転数が低下した際、プロペラに異物を巻き込む等の原因もあることを認識し、クラッチを中立として異物を取り除いた後、主機を再始動すること。</li> </ul>